

富津市市立保育所再配置計画の改定骨子（案）

1 改定趣旨

富津市市立保育所（以下「市立保育所」という。）の再配置については、令和4年3月に富津市市立保育所再配置計画（以下「現計画」という。）を策定し、基本方針、基本的な方向性、各地区における具体的な再配置の姿などを示しているところです。

再配置の取組を進めるに当たり、現計画の定めに基づき、市立保育所の入所児童保護者への説明・意見聴取を行ったところ、現計画における取組内容と当該保護者が求める内容に乖離があったことから、適切な再配置を実施するため、あらためて現状及び近い将来に見込まれる状況を踏まえ、現計画を改定することとします。

2 課題

現計画と同様に、現状及び近い将来における課題として、次の事項が挙げられます。

- ① 入所児童数の減少により、適切な保育環境の維持が見込まれない。
- ② 保育士確保が困難なことにより、適切な保育環境の維持が見込まれない。
- ③ 施設規模と入所児童数との間に不均衡が生じており、施設の効率的な運営が見込まれない。

【入所児童数の状況（R7. 1. 1現在）】※市内児童数

保育所／年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
飯野	4	9	12	16	15	19	75
吉野	4	2	9	4	5	6	30
佐貫	1	0	3	3	1	5	13
中央	3	3	6	6	6	6	30
竹岡	2	2	2	2	2	1	11
金谷	1	1	0	3	2	1	8
峰上	5	2	3	4	4	5	23
計	20	19	35	38	35	43	190

【定員充足率（R7.1.1現在）】※市内児童数

保育所	定員	入所児童数	定員充足率
飯野	100	75	75.0%
吉野	50	30	60.0%
佐貫	40	13	32.5%
中央	80	30	37.5%
竹岡	40	11	27.5%
金谷	40	8	20.0%
峰上	60	23	38.3%

3 今後の入所児童見込数 ※市内児童数

保育所／年度	R7末	R8末	R9末	R10末	R11末
飯野	68	63	58	54	52
吉野	31	29	30	22	23
佐貫	12	11	9	7	6
中央	28	25	23	22	22
竹岡	12	20(8)	18(6)	18(6)	19(6)
金谷	9	—	—	—	—
峰上	21	17	16	13	14
計	181	165	154	136	136

※ 竹岡保育所のR8末以降の見込数は、金谷保育所が存続した場合に見込まれる児童数（括弧内の数値）と合算したものとしている。

4 改定後の再配置に係る取組方針

改定後の再配置に係る取組方針は、次のとおりとします。

- ① 保護者の選択肢及び児童の受け皿確保のため、各地区（富津地区・大佐和地区・天羽地区）に市立保育所を残すものとする。
- ② 適切な保育環境を整備するため、入所児童数の確保が見込めるものとする。
- ③ 小学校の再配置及び市立保育所の立地状況を勘案するものとする。
- ④ 再配置は、廃止・集約により行うものとし、民間移管の検討は凍結するものとする。

- ⑤ 児童の健全な心身の発達には、児童同士の育ち合いも大切な要素であり、各年齢の児童がいる保育環境が望ましいことから、小規模保育所は設置しないものとする。
- ⑥ 再配置後に通所する市立保育所への送迎方法は、現入所児童保護者からの意見を踏まえ決定するものとする。

5 入所児童数の最低基準

入所児童数の最低基準は、法令及び保育所職員の意見を基に、次のとおりとします。

- ① 3歳以上児 1クラス5人程度
- ② 入所児童数 20人程度

(参考：児童福祉法)

第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものにとり、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

6 改定後の具体的な再配置

再配置の実施については、後年度において、原則3年間連続して入所児童数が18人を下回ることが見込まれるとの判断に至った場合に、当該判断をした年度の次の年度から起算して3年以内に廃止するものとする。

各地区における改定後の具体的な再配置は、次のとおりとします。

- (1) 富津地区
飯野保育所は、富津地区における唯一の市立保育所であるため存続させる。
- (2) 大佐和地区
 - ① 吉野保育所は、入所児童数の最低基準を満たすことが見込めるため存続させ、佐貫保育所の集約先とする。
 - ② 佐貫保育所は、廃止する。
- (3) 天羽地区
 - ① 中央保育所は、入所児童数の最低基準を満たすことが見込めるため存続させ、峰上保育所の集約先とする。
 - ② 竹岡保育所は、金谷保育所の集約先とすることで、入所児童数の最低基準を概ね満たすことが見込めるため存続させる。

- ③ 金谷保育所は、廃止する。
- ④ 峰上保育所は、廃止する。
- ⑤ 小学校の再配置を踏まえ、竹岡保育所が廃止要件に該当することとなった場合には、中央保育所を集約先とする。

7 再配置の実施年度

現時点で廃止年度を定めるものは、次のとおりとします。

- ① 令和7年度末をもって廃止：金谷保育所
- ② 令和9年度末をもって廃止：佐貫保育所及び峰上保育所

8 現計画からの主な改定内容（要約）

保育所	現計画	改定後の方針
飯野保育所	・民間移管を検討	・市立保育所として存続
吉野保育所	・民間移管を検討	・市立保育所として存続
佐貫保育所	・3歳以上児の集約先は、同地区内の私立保育園及び幼稚園 ・3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育する	・集約先は、吉野保育所 ・小規模保育所は、設置しない
中央保育所	・民間移管を検討	・市立保育所として存続
竹岡保育所	・3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育する	・市立保育所として存続。廃止要件に該当することとなった場合は、中央保育所へ集約 ・小規模保育所は、設置しない
金谷保育所	・3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育する	・集約先は、竹岡保育所 ・小規模保育所は、設置しない
峰上保育所	・3歳以上児の集約先は、移管統合後の中央保育園 ・3歳未満児は、小規模保育所を設置し、保育する	・集約先は、中央保育所 ・小規模保育所は、設置しない